

第 629 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 2 月 5 日（水）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（10 人）

		2	澤邊 治之			4	川口 寛市
5	稲村 耕一	6	大塚 和行			8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容			12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（4 人）

1	鈴木 昇	3	丸 文浩	7	渡邊 和巳	11	森田 泰彰
---	------	---	------	---	-------	----	-------

5 事務局職員（4 人）

局長 棟方 雅典	係長 平野 重樹	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎
----------	----------	----------	----------

6 説明員（3 人）

建設経済部農林水産課 磯貝、高橋、後藤

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）」に関する農業委員会
の意見について

専決処分報告について

第 629 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長（棟方）	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。予定されております委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 629 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、現在 1 番 鈴木昇委員と 3 番 丸委員と 7 番 渡邊委員と 11 番 森田委員が欠席ということで、委員 14 名中 10 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により過半数の出席となっておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>（議長挨拶）</p> <p>みなさん、こんにちは。1/17 の農業者年金の講習会にはご協力いただきありがとうございました。2/3 のラジオでは北陸地方で春一番。キャベツと白菜の値段の高騰。農業者年金の推進にご協力願います。</p> <p>本日は皆様方には大変お忙しい中、ご協力をいただきましてありがとうございます。これから会議を進めさせていただきたいと思えます。よろしくご協力のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 629 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>（議事録署名人の指名）</p>

議長	<p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第13条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>2番 澤邊委員、14番 鈴木伸江委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>【議案第1号】</p>
議長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、14番 鈴木伸江委員、お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第1号1番について、申請地を2月4日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>吉野小学校より北の方向500m付近に所在する農地で、畑として利用されております。</p> <p>権利者は、耕作放棄地を借受け再整備し畑として利用しておりました。下限面積要件が廃止になり購入することが可能となったことから、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画は、引き続き露地野菜の栽培を行う計画です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、当時下限面積要件のため購入することができず、相対による10年間の賃貸契約により、休耕地を再整備し耕作を行ってきました。</p> <p>本年7月末をもって契約期間が満了となることから、義務者に購入の申出を行い受諾されたことから、本申請となったものであります。</p> <p>露地野菜を中心に耕作を続けて行く計画となっております。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地2筆 1,761㎡、農作業歴10年、</p>

議長	<p>従農数 2 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号 1 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 1 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 2 番 3 番ですが、権利者が同一の案件ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。(声：異議なし)</p> <p>では、一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>それでは、担当委員の現地調査及び説明を、吉野地区内ということで、14 番、鈴木伸江委員に担当していただきましたので、お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第 1 号 2 番 3 番について、権利者が同一ですので一括して説明いたします。</p> <p>申請地を 2 月 4 日に確認しました。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>2 番 3 番とも、JA きみつ大佐和支店より南東の方向 200m 付近に所在し、隣接している農地です。</p> <p>義務者は、耕作手段がなく権利者へ耕作をお願いしておりました。</p> <p>今後も自作することが不可能なため、売却の申出を行い、受諾されたことから、売買による所有権移転の申請を行うものであります。</p> <p>営農計画は、水稻の栽培を計画しております。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの鈴木伸江委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、自作が不可能な義務者が所有する農地の耕作を引き受けておりました。今回義務者より売却の申出があり、自作地に隣接し一体的に耕作が可能なこと、自宅から近いことなど、規模拡大に適した条件であったことから受諾し、本申請となったものであります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 2 筆 1,823 m²、権利者の耕作面積 24 万 6,761 m²、農作業歴 53 年、従農数 3 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>まず議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 3 番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 1 号 4 番について、担当委員の現地調査及び説明を、4 番 川口委員、お願いします。</p>
川口委員	<p>議案第 1 号 4 番について、申請地を 2 月 4 日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>館山自動車道富津竹岡インターより南東の方向 1500m 付近に位置</p>

<p>議長</p>	<p>する農地で、土地改良事業が施工された地域にある農地です。</p> <p>義務者は、耕作手段も無いことから近くの農業者へ耕作を依頼しておりましたが、辞退する申出があり耕作者を探しておりました。</p> <p>隣接地主より買受の承諾が得られたことから、売買による所有権移転の申請となったものです。</p> <p>営農計画は、水稻の栽培を計画しております。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの川口委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、本申請地を相続により取得しましたが、遠隔地で、耕作手段も無いことから、地元農業者に現在まで耕作をお願いしておりました。</p> <p>労働力不足により、今後の耕作が不可能な申出があったことから、隣接所有者へ相談を行ったところ、耕作条件も良く、規模拡大に適していたことから買い受けることとし、売買による所有権移転の申請となったものです。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 944 m²、耕作面積は 14,634 m²、農作業歴 30 年、従農数 3 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 4 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 4 番は承認されました。</p> <p>【議案第 2 号】</p>

議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番について、こちらの担当は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第2号1番について申請地を2月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津警察署(新庁舎)より北の方向約1.2kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、農地の耕作および管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、一定の採算をとるために必要な陽当たりやアクセス面において条件に合致したことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p>

議長	<p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、6番 大塚委員、お願いします。</p>
大塚委員	<p>議案第2号2番について申請地を2月2日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>浅間山運動公園より南東の方向約1.8kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、東京都に本店を置く法人であり、会社の保養施設に適した土地を探していたところ、本件土地が、静かで会社からの交通の便も良く、環境的、資金計画的にも適していることから、隣接土地の建物と併せて購入するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>補足説明の前に議案の訂正をお願いします。</p> <p>議案第2号2番の申請理由に「保養所」と記載がありますが、「保養所付帯施設」と訂正をお願いします。</p> <p>それでは、ただいまの大塚委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p>

	<p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>保養所として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）」に関する農業委員会の意見について」を議題といたします。</p> <p>こちらは、富津1地域、天神山地域、湊地域、環1地域、環2地域、吉野2地域と市内6地域の地域計画案について、市長より農業委員会へ意見照会がありました。事務局からこの議案について説明をお願いします</p>
事務局（平野係長）	<p>議案第3号について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」を定めるにあたり、同法同条第6項の規定により富津市長より農業委員会に対し令和7年1月14日付で富津1地域、20日付けで天神山地域及び湊地域、21日付けで環1地域、環2地域及び吉野2地域と市内6地域における地域計画案が示</p>

<p>議長</p>	<p>され、意見照会がありました。</p> <p>農業委員会は、この案についての意見を提出することとなっております。</p> <p>つきましては、本計画案に対しての意見を求めたく上程するものがあります。</p> <p>この後、地域計画（案）につきまして、担当課の農林水産課より説明をいただきますのでよろしくご審議の程お願いいたします。</p> <p>議案についての事務局の説明は以上です。続いて、計画の内容について、取りまとめをされました市農林水産課に説明員として出席いただきたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>（声：異議なし） それでは、農林水産課から計画の説明をお願いします。</p>
<p>農林水産課 磯貝係長</p>	<p>【市農林水産課入室着席】</p> <p>議案第3号についてご説明いたします。</p> <p>まず、地域計画の策定についてですが、協議の場の設置から始まり、地域計画（目標地図含む）（案）の作成、農業者への説明会や関係者への意見聴取を行い、公告し、策定することとなっております。</p> <p>関係者への意見聴取ですが、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、市町村は地域計画を定めようとする時、予め、農業委員会・農業協同組合・農地中間管理機構・土地改良区から意見聴取することとなっておりますので、今回説明をさせていただくものであります。</p> <p>初めに、議案第3号の1番 富津1地域 地域計画（案）について説明させていただきます。</p> <p>議案に綴られている地域計画（案）をご覧ください。</p> <p>5 ページ、4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）をご覧ください。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）ですが、</p>

人・農地プランでは「中心経営体」として位置付けられていた者が、概ね 10 年後の地域内の担い手の耕作者として記載することとなりました。

富津 1 地域につきましては、認定農業者 5 経営体、認定新規就農者 1 経営体、基本構想水準到達者 1 経営体を将来の担い手として位置付けております。

表の中の現状の欄の経営面積につきましては、現在担い手が所有している農地や、農地法・農業経営基盤強化促進法に基づき賃借している農地の実面積となっております。

右側の 10 年後の欄につきましては、地域内の農業を担う者から個別に聞き取った経営面積を記載しております。

今後は、この目標に基づき集積を進めていくこととなります。

次に本日配布の地図をご覧ください。

先程の農業を担う者一覧表の 10 年後を示した地域計画目標地図であります。

地域計画目標地図をご覧ください。

着色した農地を囲んでいる青色の線で囲まれているのが今回計画する地域の範囲でございます。

右上の凡例をご覧ください。

担い手 A から G と記載しておりますが、先程、ご覧いただいた地域内の農業を担う者一覧表の右側に記載の目標地図上の表示に対応しております。

また、凡例に白色で着色の「自作」と灰色で着色の「保全管理」の農地につきましては、今後、集積・集約化を検討していく農地となります。

議案に綴られている地域計画（案）をご覧ください。

内容につきましては、目標地図に示した集積・集約について具体的にどのように進めていくのかを記載したものであります。

1 地域における農業の将来の在り方の

(1) 地域計画の区域の状況でございますが、対象区域の農地の状況について記載しております。

(2) 地域農業の現状及び課題については、休耕地が増加傾向にあることを記載しております。

(3) 地域における農業の将来の在り方については、経営規模については、現状維持を志向する経営体が主であり、課題である区画の狭小を解消するための大区画化等生産条件の改善を図り、大規模経営体により集積・集約を進める旨を記載しております。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標については、今後も高齢化が進むことから状況に応じて更なる集積を進めること、

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置については、担い手が集積・集約を進める上で農地中間管理機構を活用し進めていくこと、関係機関と連携し、新たな担い手の確保を目指すこと等について取り組んでいくことを記載しております。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）については、先程、説明したとおりです。

以上が地域計画（案）の説明でございます。

詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。

続きまして、議案第3号の2番 天神山地域 地域計画（案）についてご説明させていただきます。

議案綴りの7ページをご覧ください。

天神山地域 地域計画（案）の説明につきましては、富津1地域と相違のある箇所をご説明いたします。

天神山地域 地域計画（案）の1地域における農業の将来の在り方の(2)については、高齢化と鳥獣被害を要因とした経営意欲の減退について記載しております。

(3) につきましては、将来の経営規模においては離農を志向する経営体が主ですが、規模拡大を志向する経営体も少数おり、その経営

体を集積・集約の中心とする旨を記載しております。

続きまして、8ページの4地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）をご覧ください。

天神山地域につきましては、認定農業者5経営体と地域内の担い手3経営体を将来の担い手として位置付けています。

また、目標地図上の標記表示としてA～Hのアルファベットを設定しており目標地図内の凡例と対応してあります。

次に本日配付の地図をご覧ください。着色した農地の規模が広いいため字ごとに地図を作製してあります。

色分けにつきましては、花輪が緑色、不入斗がオレンジ、横山が紫、長崎が白、相川がピンクで囲んであり、枠内の着色してある農地が地域計画の対象となっております。

詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。

続きまして、議案第3号の3番 湊地域 地域計画（案）について説明させていただきます。

議案綴りの10ページをご覧ください。

湊地域 地域計画（案）の説明につきましては、富津1地域、天神山地域と相違のある箇所をご説明いたします。

湊地域 地域計画（案）の1地域における農業の将来の在り方の（3）につきましては、将来の経営規模においては現状維持及び離農を志向する経営体が主ですが、規模拡大を志向する経営体も少数おり、その経営体を集積・集約の中心とし、多面的機能支払交付金を活用する旨を記載しております。

続きまして、地域計画の4地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）です。議案綴りの13ページ、議案第3号3番別紙をご覧ください。

湊地域につきましては、認定農業者5経営体と地域内の担い手14経営体を将来の担い手として位置付けています。

また、目標地図上の標記表示としてA～Sのアルファベットを設定しており目標地図内の凡例と対応してあります。

次に本日配付の地図をご覧ください。湊地区も農地面積が広い
ため、大字ごとに地図を作製いたしました。更和につきましては①の
東部と②の西部に分割しております。

色分けにつきましては、目標地図の凡例の最終行に記載されてい
る色で囲んであり、枠内の着色してある農地が地域計画の対象となっ
ております。

詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。

続きまして、議案第3号の4番 環1地域 地域計画（案）について
説明させていただきます。

議案綴りの14ページをご覧ください

環1地域 地域計画（案）の説明につきましては、富津1地域、
天神山地域、湊地域と相違のある箇所をご説明いたします。

環1地域 地域計画（案）の1（3）地域における農業の将来の在
り方につきましては、経営規模については、離農を志向している経営体
があり、休耕地の増加が予想されるため、多面的機能支払交付金等の
活用を検討する旨を記載しております。

続きまして、15ページの4地域内の農業を担う者一覧（目標地図
に位置付ける者）をご覧ください。

環1地域につきましては、認定農業者5経営体を含む8経営体を将
来の担い手として位置付けています。

また、目標地図上の標記表示としてA～Hのアルファベットを設定
しており目標地図内の凡例と対応してあります。

次に本日配付の地図をご覧ください。

環1地区も農地面積が広いため、大字ごとに地図を作製いたしまし
た。上後・関尻につきましては国道465号を起点に北側①と南側②
に分割しております。

色分けにつきましては、目標地図の凡例の最終行に記載されてい
る色で囲んであり、枠内の着色してある農地が地域計画の対象となっ
ております。

詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。

続きまして、議案第3号の5番 環2地域 地域計画（案）について説明させていただきます。

議案綴り 17 ページをご覧ください。

環2地域 地域計画（案）の説明につきましては、富津1地域、天神山地域、湊地域と環1地域と相違のある箇所をご説明いたします。

18 ページをご覧ください。

環2地域 地域計画（案）の4地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）をご覧ください。

環2地域につきましては、認定農業者3経営体を含む9経営体を将来の担い手として位置付けています。

また、目標地図上の標記表示としてA～Iのアルファベットを設定しており、本日配布の目標地図内の凡例と対応してあります。

詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。

続きまして、議案第3号の6番 吉野2地域 地域計画（案）についてご説明させていただきます。

議案綴りの20 ページをご覧ください。

吉野2地域 地域計画（案）の説明につきましては、これまで説明した地域と相違のある箇所をご説明いたします。

吉野2地域 地域計画（案）の4. 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）23 ページ議案第3号6番別紙をご覧ください。

吉野2地域につきましては、認定農業者10経営体と地域内の担い手14経営体を将来の担い手として位置付けています。

また、本日配布した目標地図上の標記表示としてA～Xのアルファベットを設定しており目標地図内の凡例と対応してあります。

詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。

	<p>以上で、議案第3号の6 吉野2地域 地域計画（案）の説明を終わります。</p> <p>最後に、本日配布の地域計画の今後の予定をご覧ください。 今後の予定であります。</p> <p>現在、関係機関への意見聴取を現在行っておりまして、回答期限を2月19日としております。</p> <p>その下になりますが、説明会や意見聴取の内容を反映し地域計画（案）の公告を2週間行い、その結果を反映し地域計画を策定していきたいと考えております。</p> <p>つきましては、農業委員会としての意見をいただきたいと考えておりますので、意見のある方は来週の金曜日2月14日までに農業委員会事務局へ意見を提出していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、公告後、策定した地域計画は市ホームページで公表を予定しております。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。説明を受けまして、委員の皆さんから、ご意見がございませうか。</p>
平野委員	<p>私から一つ質問があります。10年後の経営面積と現況が同じ数字となっている箇所がありますが、これは完成したということによろしいですか。</p>
農林水産課 高橋主任主事	<p>この地域の説明会を開きまして、確実に今後耕作可能なところで記載をすることを説明いたしました。</p>
平野委員	<p>わかりました。他の地域では10年後の経営面積と現況が変わってありますがどうでしょうか。</p>
農林水産課 後藤主事	<p>湊地域については事業者でなく認定農業者のみで算出しています。現状相対で借り受けて耕作しているところを10年後に全て中間管理</p>

	機構を通じた場合で算出しました。
平野委員	わかりました。10年後の面積というのは今後の見直しで修正されていくということですね。ということは現状がスタートでこれから増えていくという理解でいいですか。
農林水産課 後藤主事	はい。
議長	わかりました。他にご質問ございますか。
稲村委員	10年後に地域計画を見直すということですか。毎年見直すのですか。
農林水産課 磯貝係長	地域計画自体は策定して終わりではなく、本文に書いてあることを実行していくことが肝要と考えています。目標は今年度中に全ての地域で地域計画を策定することですが、策定した後も地域の農業者の方々に集まってもらう場を設け、ご意見を伺って、令和16年度に向けて見直しをしてまいります。
稲村委員	その見直しは、農業者が申告して見直すのではなく、市役所からご案内があつてからですか。
農林水産課 磯貝係長	耕作状況の変化などといった情報がありましたら随時農林水産課の方へお寄せいただけたら助かります。話し合いを開催する時期等についてその地域を担当する農業委員さんと相談しまして、計画を更新していきたいと考えます。
稲村委員	わかりました。
議長	それでは2/14まで事務局まで意見のある方は連絡をいただきたい

議長	<p>と思います。</p> <p>農業委員会の意見としては期日までにとりまとまりましたら、事務局から市長に報告願います。</p> <p>【市農林水産課退室】</p> <p>【専決処分報告について】</p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長より願います。</p>
局長（棟方）	<p>専決処分についてご報告いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出、市街化区域内にある農地の権利移動3件です。1番と2番は駐車場として所有権移転するもので、面積は1番が418㎡、2番が149㎡です。</p> <p>3番は通用路として所有権移転するもので、面積は150㎡です。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p> <p>(2/18 運営委員会について) 山口</p> <p>(3/10 に定例会を変更、R7 定例会日程) 平野</p>
会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、3月10日月曜日、場所は401会議室、時間は午後1時30分から開催いたします。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後2時30分</p>